

# 障害のある犯罪行為者（Justice Client）に 対する刑事司法手続についての一考察

森 久 智 江\*

## 目 次

- . はじめに
- . オーストラリア・ビクトリア州の刑事司法制度の概観
- . 障害のある犯罪行為者（Justice Client）に対する刑事司法手続
- . Justice Client 支援の実際
- . むすびにかえて 日本への示唆

## . はじめに

「処遇困難者」としての高齢者、知的障害者・身体障害者・精神障害者の増加という、日本の刑事施設内における現状が、元実務家や受刑経験を有する人などから指摘され始めたことをきっかけに<sup>1)</sup>、障害者と刑事司法の関係は、徐々に社会的な注目を集めるようになってきている。

従前より一部の実務家には、刑事司法の捜査・公判段階で被疑者・被告人もしくは証人として、「客体化」される知的障害者の問題が、取り組むべき課題として認識されていた。2000年には、弁護士である副島洋明が、知的障害者が刑事裁判の法廷において、自らが被告人となっている事件の公判であるにも関わらず、「ここがどういう場所なのか」も全くわからないまま、「疎外」されてしまっている現状の問題性を指摘し、「知的障害者人権センター」の設置と、「知的障害者専門・被疑者弁護士制度」、「コ

---

\* もりひさ・ちえ 立命館大学准教授

コミュニケーション支援者制度」の必要性を既に説いている<sup>2)</sup>。しかし、近年、前述の刑事施設内における「処遇困難者」の実態が明らかになったことで、厚生労働科学研究「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」<sup>3)</sup>が開始され、その研究成果<sup>4)</sup>を基に、新たな施策が提案・実現されるに至った。

具体的には、PFI手法を用いて設置された刑事施設内において、障害者等の専門的処遇を行う「特化ユニット」の設置がなされたことや、各都道府県において、刑事施設から出所予定の高齢者・障害者等を、保護観察所と連携しながら、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等）につなぐための準備・調整を行う「地域生活定着支援センター」の設置が行われたこと等<sup>5)</sup>である。そのような施策の実施にあたって、従来、広義の刑事司法機関によってのみ担われてきた「刑務所完結主義」と称される自己完結的な受刑者処遇<sup>6)</sup>が、障害のある受刑者等について、ほとんど連携のなかった福祉機関との間で新たなネットワークが構築され、これまでとは異なる枠組みで、まさしく新たに行われ始めた点は画期的であったと評価できるだろう。

しかしながら、現在までに行われている施策の多くは、既に確定有罪判決、それも自由刑を科された者に対する支援や処遇に関わるものである。それは、この問題が注目を浴びた契機が刑事施設内の現状にあったことや、厚生労働研究班による平成20年度の報告書提言においても、主に矯正・保護と福祉との連携が主眼とされたことから、当然の帰結であったといえる。

今後取り組むべき課題は、捜査・公判段階をも含めた刑事手続における、障害のある人への一貫した支援の在り方である。なぜなら、実際のケースに照らすと、彼らの中には福祉の網（セーフティネット）からこぼれ落ちた結果、刑事司法という別の網に「引っ掛かってしまった」のであって、そもそも適切な社会的援助を受けることが出来ていれば、刑事司法に関わる必要がなかった、あるいは刑事施設に収容される必要がなかったかもしれない人が、少なからず含まれているであろうと予測されるからである<sup>7)</sup>。

たとえば、IQ 50～60程度以上で軽度の障害のある、いわゆる「ボーダーライン」の領域に属する知的障害者は、一見通常人と変わらぬ受け答えが可能であるがために、刑事司法に関与するまで、ないしは刑事施設に收容されるまで障害があることを認識されず、彼らの障害という「特性」を全く考慮されないまま、犯罪事実が認定され、刑罰が科されるという状況に陥りやすい。しかし、彼らの行為の意味・供述の意味を正確に把握するには、また、彼らにとって「適切」な処分選択にあたっては、障害という「特性」に沿った文脈の中で理解しようとするのが不可欠である。そのような理解を促進することは、障害のある人の刑事司法における「疎外」状況を改善すること、すなわち彼ら自身が「客体」ではなく、「主体」として関与できる適正な刑事手続の確保につながるのではない。

既に、新たな厚生労働科学研究では、「逮捕され明らかな犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分になった者及び執行猶予付判決になった高齢・障害者について、福祉的な支援の必要性」が認識されており、その研究成果が待たれるところである<sup>8)</sup>。

本稿では、このような日本の現状に鑑み、既にオーストラリア・ビクトリア州において行われている刑事司法手続に関与した障害のある人(Justice Client)への支援制度について概観し、その若干の考察を行う。筆者は、2008年11月23日から28日、ビクトリア州メルボルンにおいて、同年7月まで現地のDepartment of Human Services(DHS)にケースマネージャーとして勤務されていた水藤昌彦(みずとう まさひこ)氏の協力のもと、実際に行われている支援の現状を調査する機会を得た。その調査で得た成果も踏まえた上で、今後の日本において参考とされるべき点について指摘したい。

## ・オーストラリア・ビクトリア州の刑事司法制度の概観

オーストラリアは、長きにわたってイギリスの植民地であったというそ

の歴史的経緯からも明らかなように、イギリス法の基本法体系であるコモン・ローを受け継いでいる。現在は多くの制定法も存在するが、イギリスからの独立後、各植民地 (州) における立法権を認めため、連邦法と州法の二元的システムがとられており、刑事法に関しても連邦法と6つの州及び2つの特別自治区で9つの法域が存在している。そこで、連邦司法長官 (Attorney General) のもとに諮問機関・法改正委員会 (Law Reform Commission) が置かれ、立法にあたり、各法域間で著しい齟齬が生じ得るような場合には、委員会の答申に従い、予め各州政府への勧告が出されることもあるという<sup>9)</sup>。

司法システムに関しては、連邦レベルの裁判所と、各州の裁判所、またそれぞれに審判所 (Tribunal) が設置されている。キャンベラに置かれた連邦最高裁判所 (High Court) を最上級裁判所として、各法域に最高裁判所 (supreme court)、中間裁判所 (intermediate court)、下位裁判所 (court of summary jurisdiction) の三段階の裁判所が設置されている。

ビクトリア州の場合、最高裁判所 (Supreme Court)、高等裁判所 (County Court)、治安判事裁判所 (Magistrates' Court) の三段階の裁判所が設置され、それとは別に、特別な管轄を持つ裁判所として、少年裁判所 (Children's Court) 等が存在する<sup>10)</sup>。各裁判所が管轄権を有する事件は、犯罪の軽重によって分けられており、大きく2つの類型に分けられる。治安判事裁判所で処理される軽微な簡易起訴犯罪 (summary offences) と、治安判事裁判所での公判付託手続 (committal hearing) を経てから、高等裁判所で正式な裁判を行う重大な正式起訴犯罪 (indictable offences) である。その他、簡易処理が可能な正式起訴犯罪 (indictable offences triable summarily) が一部認められている。簡易処理が可能な正式起訴犯罪とは、治安判事及び被告人本人の同意がある場合に、高等裁判所へ起訴せず、治安判事裁判所で処理することが可能な一定の正式起訴犯罪のことを指す<sup>11)</sup>。起訴される事件の90%以上は、治安判事裁判所で処理され、高等裁判所や最高裁判所で審理される事件はわずか2%程度に過ぎない<sup>12)</sup>。

具体的な訴追の手續においては、オーストラリア全体が基本的には私人訴追主義をとっていることから、ビクトリア州でも正式起訴犯罪はバリス夕によって起訴されるが、治安判事裁判所で審理される多くの簡易起訴事件は、警察官によって起訴され、手續が維持される。手續のいずれの段階においても、被告人が有罪答弁をした段階で、すぐに判決言い渡し手續に入ることが可能であり、判決前調査書（pre-sentence report）等の量刑資料が裁判所へ提出されるのは、有罪答弁が行われた後になる。なお、判決前調査は、成人一般については司法省の社会内処遇局（Community Corrections Services）の職員、少年については DHS の職員がそれぞれ担当する。

終局処分についての特徴として、死刑制度が廃止されていること、そして社会内処遇の積極的活用が挙げられる。起訴され、有罪判決を受けた者のうち85%が非拘禁的（non-custodial）な処分を受けており、そのうち罰金を除くと、社会内処遇命令（Community Based Order）が最も多く用いられている<sup>13)</sup>。この命令は、拘禁刑を科すことのできるもの及び A\$500 以上の罰金刑を科すことのできるすべての犯罪について、最大2年間を期限とした社会内処遇を受けることを命じるものである<sup>14)</sup>。

判決前調査報告書は、言い渡そうとする命令の種類により、裁判所が自由裁量で考慮するものと、必ず考慮しなければならないものがあるが、社会内処遇命令を言い渡す際には必ず判決前調査報告書の考慮を必要とする<sup>15)</sup>。社会内処遇命令以外にも、集中的処遇命令（Intensive Correction Order）や、薬物処遇命令（Drug Treatment Order）等の処遇プログラムの受講を義務付ける命令には、判決前調査書の考慮が義務付けられている。被告人には、裁判所が判決を出す前に判決前調査報告書の写しを手渡される権利と、その内容に対する反証の機会を与えられる権利がある<sup>16)</sup>。

また、このようなプログラムの受講を義務付ける命令を出すにあたっては、裁判所は事前に被告人に対して、命令やプログラムについての十分な説明と、命令違反の場合にあり得る措置の説明をも行った上で同意をとら

なければならない<sup>17)</sup>。拘禁刑（imprisonment）、罰金刑（fines）、条件を付さない無罪もしくは公訴棄却の判決以外は、被告人の同意（consent）を要する（賠償等の付加的命令がある場合はそれについての同意も必要）<sup>18)</sup>。

このようなビクトリア州の量刑手続には、以下のような特徴が看取できる。どのような処分を科すべきかの選択において、判決前調査により、犯罪行為に至る原因に関わる個別的ニーズが考慮されている点である。罪刑の均衡（Proportionality）については、法律上、被告人が有罪判決を受けた行為の責任の限度を超えた刑罰を科すべきでないことが規定されている<sup>19)</sup>。責任の範囲内で、判決前調査によって把握された、犯罪行為に至らないために客観的に必要だと思われる個別的ニーズへの対応を処遇に組み込み、被告人の同意を要件にすることで、処遇の実効性を確保しようとしているのである。このような「被告人の納得」と「処遇の効果」という点を重視する特徴は、ジャスティス・クライアントの手続においても共通している。

## ・障害のある犯罪行為者（Justice Client）に対する刑事司法手続

### 3-1 背 景

オーストラリアにおいて、触法行為を犯した知的障害者への支援体制が整備されてきた背景には、いわゆる「脱施設化」による障害者の生活基盤の移行があったことを指摘できる。

オーストラリアでは、同国が国連の1971年「知的障害者権利宣言」、1975年「障害者の権利宣言」に署名したことを契機に、これらの宣言の採択に至る原動力であったノーマライゼーション理念が国内でも浸透し、1980年代から障害者福祉分野での「脱施設化」が始まった。知的障害者の生活基盤は施設から地域社会に移行し、家族との同居、独居、グループホーム等

での生活が一般的になった。具体的には、1983年「障害者援助法 (Handicapped Persons Assistant Act)」が制定されたことで「障害者のための連携したサービスの大掛かりな見直し」を企図した調査が行われ、1985年にその調査に基づく提言が公表された。それが具現化されたのが1986年「障害者サービス法 (Disability Services Act 1986)」である<sup>20)</sup>。

このような「脱施設化」の動きの国内的な促進要因として、いくつかの点が指摘されている。第一に、かつてイギリスの植民地であったオーストラリアにおいても、イギリスの施設ケアの原型となった19世紀の労役場の影響により、施設ケアにおける「劣等処遇の原則」が長年にわたって継続しており、そのような悪条件の改革を要すると考えられたこと、第二に、子どもの情緒適応及び精神保健に関する知見の発展により、子どもに対する家庭内ケアが重視されるようになったことから、先行して児童福祉分野での「脱施設化」傾向が表れていたこと、第三に、精神保健福祉ケアの供給が、単科・独立型の精神病院によるものから、急性期ケアを行う病院の中に、もしくはそれとの連携をとる方向に向かったこと、第四に、施設ケアよりも地域ケアの方が低コストであるという政策立案者、政治家、行政官の信念があったことである<sup>21)</sup>。結果、90年代末には、積極的に施設で暮らすことを選択したごくわずかな人々を除いて、基本的には地域で生活する障害者がそのほとんどを占めるようになっていた。

一方、このような急激な生活基盤の移行により、その負の効果も指摘され始めた<sup>22)</sup>。施設を出て、地域で暮らすということは、必ずしも障害のある本人にとって「解放」を意味せず、むしろ大規模施設から地域に創設された多数の小さなグループホーム等にその機能を移しただけであったり、ホームレスとなった後、一時宿泊施設、刑務所、ナーシングホーム、精神病院といった他の施設に収容されることになったりする「転施設化 (transinstitutionalisation)」もしくは「再施設化 (reinstitutionalisation)」と称すべき状況が生まれているというのである。つまりそれは「ある施設保護の形態が他のものにとって代わる」に過ぎない。そのことは、当時の

刑事司法制度に関わる知的障害者数の増加が指摘されていることから明らかであった<sup>23)</sup>。このような状況は、障害者の生活基盤の地域移行は、単に「地域の中で暮らす」ことではなく、「地域社会に参画する」ことでこそ達成されるものであり、その難しさが顕在化していた結果であるといえるだろう。

### 3-2 報告書の公表とその影響

「脱施設化」の実態が明らかになるにつれ、知的障害者の触法行為の問題は注目を浴びるようになった。特に、ニュー・サウス・ウェールズ州<sup>24)</sup>とビクトリア州では、州政府レベルで知的障害者と触法行為の問題について調査会が設置され、政策レベルでの取り組みが行われた<sup>25)</sup>。1986年、成年後見人事務所（Office of Public Advocate）がビクトリア法律財団（Victoria Law Foundation）の資金提供を受けて行った、刑事司法における知的障害者の現状調査の成果は、1987年に「Finding the Way」という報告書<sup>26)</sup>にまとめられ、同報告書は、刑事司法制度における知的障害者への対応を、新たな1986年障害者サービス法（Disability Services Act 1986）に適合するものと改善するよう提言した。提言では、知的障害者個人へのサポートに関する法規定を明確化し、手続の在り方を発展させると同時に、刑事司法や福祉の専門家の中で知的障害に関する知識を向上させるということに重きが置かれていた。その提言内容の実行状況をさらに検証したものが、翌年、1988年に公表された報告書「Finding New Ways」<sup>27)</sup>である。

1988年報告書は、1986年障害者サービス法施行後に行われてきた施策の概要を述べながら、刑事司法に関わる知的障害者を「もの言わぬ被害者（silent victims）」であるとして、彼らが捜査・公判・刑罰執行といった刑事司法の各段階で、1986年以降もなお置かれている不正義な状況を、具体的なケースを交えつつ明らかにしている。

報告書は、現状の刑事手続に代わる、知的障害者にとって在るべき刑事

手続を実現するために、ダイバージョン(Diversion)、知的障害者に関する特別な法規定(Special legal provision)、知的障害者への付加的な支援サービス(Additional support services)の3つが在り得るとしている。しかし、のダイバージョンについては、「ノーマライゼーション」の観点からふさわしくなく、むしろ及びの知的障害者にとって適切な法規定と、特化した支援サービスの充実を図り、「コミュニティの一員として責任を負うために、司法に適切に参加できる」ように取り組むべきであるとした<sup>28)</sup>。このような観点に基づいて、報告書が提案したのが判決前調査書とは異なる「ジャスティス・プラン(Justice Plan)」の導入であった。

報告書は、導入すべきジャスティス・プランの特徴と必要性を以下のように述べている。ジャスティス・プランは、「クライアント自身の要望に従って提出されるもの」であり、「クライアントの成育歴、犯罪行為に至った状況、現在の状況、そして考えられ得る(処分の)選択肢についての情報を提供しようとするもの」であるとしている。実際のプランには、住居や仕事の選択肢、そしてたとえば性的な問題に関するカウンセリングの提供のような、刑事司法機関以外からの支援提供のための情報を含むべきであるとする。判決前調査書が、刑事司法機関である矯正局から、社会内処遇命令のような刑罰への適合性を判断するために、有罪が確定した後に提出されるのに対し、ジャスティス・プランは、福祉機関である障害サービス局から、刑罰適合性判断に限定されず、クライアントの要望があればどの段階であっても提出される。しかし、ジャスティス・プランが導入されることによって、知的障害のある被告人についての判決前調査の必要性が減殺される訳ではなく、判決前調査書に期待されるのは、ジャスティス・プランによってでは収集できない犯罪行為そのものに関する情報や、処遇において取り組むべき変容を要する行動の絞り込みといった点であり、この2つのレポート(及びその作成機関)が有機的に連携することが必要であると指摘した<sup>29)</sup>。

障害のある犯罪行為者（Justice Client）に対する刑事司法手続についての一考察（森久）

その後、1991年判決法（Sentencing Act 1991）によってジャスティス・プランは導入されたのである。

### 3-3 ジャスティス・クライアント（Justice Client）への支援

ビクトリア州において、障害者福祉の中心を担う Department of Human Services（DHS）は、日本の厚生労働省に相当する組織である。DHS は、保健医療・公衆衛生・児童福祉・障害者福祉・公営住宅・少年の矯正や保護<sup>30)</sup>といった社会福祉分野での政策立案と実施、そして知的障害者に対する直接的なサービス提供を行っている<sup>31)</sup>。

オーストラリアの障害者福祉においても、個別サービスの基本は一般的なケース・マネジメントの手法であり、DHS では「障害のある人が独立し、コミュニティにおいて活動的であること」を目標に、「クライアントの個別ニーズに基づいて援助計画を立て<sup>32)</sup>、これに沿って関係機関との連絡や調整をしながら必要とされるサービスを供給」している<sup>33)</sup>。ケースマネージャー 1 人当たりの担当クライアント数は平均 10～15 名で、ワーカー 6 名程度で一つのチームを構成している。クライアントはそれぞれに薬物依存やドメスティック・バイオレンス、児童虐待といった問題を抱えていることが多いため、こういう問題に対応出来る職員が可能な限り担当に就くよう配慮されている<sup>34)</sup>。ビクトリア州の量刑手続について定めた基本法は、1991年判決法（Sentencing Act 1991）であり、DHS による判決に関わる資料の提供についてもこの法律で定められているが、触法行為を犯した知的障害者を意味するジャスティス・クライアント（Justice Client）に対しての支援内容そのものに関する規定は、刑事法にではなく、障害者に対するサービスを規定した2006年障害者法（Disability Act 2006）に規定されている。DHS の一連の障害者施策の中でも、刑事司法における触法行為を行った障害者に対しての支援を、障害者の権利擁護活動の中に位置付けている<sup>35)</sup>。

刑事司法手続との関連で行われている DHS の業務として、クライアン

トに接する端緒となるのは、福祉職からみた当事者の基本情報を法曹関係者に届ける「クライアント・オーバービュー・レポート (Client Overview Report)」の作成である。この報告書の作成・提出は法的に根拠付けられているものではないが、クライアント担当のソリシターの要望に応じて(少なくともクライアントの同意を必ず得た上で)、公判前に提出される。

レポートには、障害の程度、これまでの障害サービスの提供の有無、現在の環境、成育歴を含む。しかし、この段階で終局処分について何らかの結論を導こうとする表現や、偏り、推測に基づく表現があってはならない<sup>36)</sup>。

そして、公判で有罪が確定した後、量刑の言い渡しが行われる前に「ジャスティス・プラン (Justice Plan)」が作成・提出される。レポートの作成にあたっては、クライアントの同意を伴った弁護人の依頼、あるいは裁判所からの命令が必要であり、それが審理や量刑判断の参考意見として使われている。プランは、終局処分そのものを提案するものではなく、被告人の再犯を避けるために有効と思われる支援サービスを、DHS 自身による援助計画書にしてまとめるもので、裁判所ができる限り身柄拘束を伴わない刑を選択するのに資する。そこで推薦される具体的な支援サービスとして、居住型かアウトリーチ型かを問わず、薬物依存等の治療プログラム、性犯罪者のための治療プログラム、就労支援等の多様なプログラムがある<sup>37)</sup>。

プラン作成にあたっては、ケースマネージャーと弁護人はクライアントに内容を説明し、クライアントが推薦されたプログラムに参加する意思があるのか否か確認する必要がある。この点については、一般の障害者に対する援助計画書を作成する際と同様に、2006年障害者法52条が妥当するとされている<sup>38)</sup>。また、このプラン採用時には、プランに従って、ケースマネージャーはクライアントを随時モニターする責任を負う<sup>39)</sup>。このような公判段階での支援に際して、弁護士の紹介や打ち合わせへの立ち会い、当事者に対する刑事手続についての説明、当事者家族への援助等も行っている。いずれの支援に関しても、現行法制下では、クライアントに対して

DHS が支援を強制する権限はない。しかし、プランを裁判所が採用するにあたって、遵守事項 (condition) を付加することができ、この遵守事項に違反した場合には、裁判所によるプランの見直し、新たな遵守事項の付加等が再度検討されることになる<sup>40)</sup>。また、プラン決定後の実際のプログラム提供に関しては、DHS のみならず、Australian Community Support Organization (ACSO) や Jesuit Social Services (JSS) といった民間の事業者が行っているが、DHS 管轄の施設である Statewide Forensic Service (SFS) が最も重要な活動基盤となっている。この施設では、罪状認否不能と判断された人や刑務所に適応出来ない人を対象に、心理士・教育トレーナー・法精神科医等の職員が、アンガーマネジメント等の各種治療プログラムを提供している。

プランの終了は、判決時に定められた期間が終了するか、DHS の申請によって、裁判所が早期に終了することを決定した場合のいずれかとなる<sup>41)</sup>。

また、2006年障害者法成立以降、プログラム実践、特に拘束的な介入に対して、Office of Senior Practitioner (OSP) による監督と評価が行われている<sup>42)</sup>。Senior Practitioner は、障害のある人の権利擁護を目的として設立された役職であり、その下に設けられた OSP は「前向きな実践改善 (Positive Solutions in Practice)」をスローガンとして、プログラム実践の監視・評価・研究・研修を行っている。

### 3-4 知的障害のある犯罪行為者を対象にしたプログラムの特徴

SFS が提供している各種プログラムは、一般の犯罪行為者に適用されているプログラムを「さらに発展させたもの」とされる<sup>43)</sup>。例えば、知的障害のある性犯罪者に対するプログラムについて、一般的には、知的障害のある性犯罪者の矯正が極めて困難であるかのような偏見があるが、SFS で提供されるプログラムでは、そこで使われる言語やコンセプトを誰にでも解るイメージに「簡素化 (simplified)」することと、プログラム

の最終目的として「自由(freedom)」という要素を掲げることで発展させているという。

具体的には、「old me, new me(古い自分,新しい自分)」というアプローチにおいて、まず個人セッションで「old me」という行為者自身の自画像を描いてもらい、それは犯罪行為に関連する、もしくは犯罪行為に特有の彼自身の特徴として、彼が「隠しておきたい部分」だと認識させ、その後、犯罪行為から自由になり、肯定的な在り方を獲得した「new me」という自画像を描いてもらう。その先に、「new me」の未来像として「freedom」があるというチャートを作るのである。「new me」が反映するテーマは「honesty(正直さ), control(自己統制), respect(尊敬), trust(信頼)」であり、これがグループセッションにおいて自分自身の「隠しておきたい部分」を正直に吐き出すことで達成されるという。また、近年はこの「old me, new me」はやや概念的に過ぎるとして、実務家の間で支持されつつあるのが Tony Ward が提唱した「良き人生モデル(Good Lives Model)<sup>44)</sup>」である。この Good Lives Model でも、中心となるのは(治療の必要性ではなく)行為者自身のニーズや強み(strength)に注目することであり、その強みを活かして行為者自身が望む「良き人生を送ること」を目標にすることで、処遇を受ける動機付けになると考えている。

SFS がこのようなプログラムを行う上で基本理念としているのは、知的障害のある性犯罪者のほとんどが、このプログラムであれば、自らの行為に対して責任を感じることができ、犯罪行為に関する適切な理解を習得することができるということ、知的障害のある性犯罪者の多くは、その人生の大半でスティグマを背負ったり、つまはじきにされたり、性や人間関係といったごく基本的な事柄について不適切・不適当なメッセージを受け取り続けてきたかもしれず、各行為者が敬意を持って扱われ、その人生における学習や経験の機会が最大限になるようにすべきであるということだという。単に行為者の再犯防止や社会防衛の観点からのリスク管理という枠組みではなく、行為以前の行為者の生活歴との連続性においてそ

の行為がどのように位置づけられるのか、その点を考慮していることに特徴があるといえるだろう。

### 3-5 その他のサービス

さらに、SFS には元刑務官が就任するプリズン・サービス・コーディネーター（Prison Service Coordinator）というポストが置かれており、司法省矯正局と DHS の連絡・調整を行い、各地の刑務所で服役している知的障害受刑者に援助を行っている。プリズン・サービス・コーディネーターは、知的障害受刑者の分類や収容先について参考意見を述べるができる他、知的障害受刑者が刑務所内で適応できているか観察し、移送のタイミング等についても意見を述べる<sup>45)</sup>。他にも、Office of Public Advocate（OPA）という成年後見人事務所は、障害者の利益・権利・尊厳を擁護し、搾取・虐待・ネグレクトから守ることを任務としている。この機関が提供するIndependent Third Person（ITP）<sup>46)</sup>という制度は、被疑者・被告人、被害者、証人を問わず、警察が障害者に事情聴取を行う必要が生じた場合に第三者として立ち会うというものである<sup>47)</sup>。2008年～2009年の1年間1425件の聴取に立ち会った実績があり、そのうち77%が被疑者・被告人、18.7%が被害者、4.3%が証人への立会であった<sup>48)</sup>。法的根拠はないが、実務上、ITP 無しの警察による事情聴取は、公判で適正手続保障を欠くと判断されるという。他にも、ITP は警察官を対象に、障害者に関するレクチャーを実施する等している。

## ・Justice Client 支援の実際

冒頭にも述べた通り、筆者は、実際にピクトリア州において行われているジャスティス・クライアント支援の現状を調査する機会を持つことができた。以下、その調査の概要についてまとめながら、支援の実際について若干検討してみたい。

#### 4-1 Statewide Forensic Service (SFS)

SFS は、1987年にメルボルン郊外に開設された、DHS 管轄の居住型プログラム、集中入所型治療プログラム(Intensive Residential Treatment Program)の提供施設である。現在の入所者は19名(定員20名・18歳以上のみ)で、入所者はビクトリア州全体から集まっている。対象者は、殺人・性犯罪等の重大事件で有罪判決が確定した者で、利用期間は最大5年間である。

ここに勤務している職員は、それぞれ福祉・心理・犯罪学等の知見を有し、以前は刑事施設での性犯罪者プログラムの提供に関与していた経験や、グループホームに勤務した経験等を持っている。

建物は、事務所となっている棟を抜けると芝生の庭が広がっていて、そこに、共有スペースと各自の個室からなる採光性の高い住宅4つがある。行動制約と職員の監督の度合いによって、棟ごとに段階(ステージ1~4<sup>49)</sup>)が分かれているが、基本的な造りは一般住宅類似のもので、いずれも変わらない。各棟(各ステージ)の収容定員は5名である。各棟には1室ずつ、いわゆる刑事施設における「保護室」にあたるものがあるが、自傷他害のおそれがある場合にのみ、かつ最大1時間しか使用は許されていない。各職員は入所者が暴れたりする等の緊急時に他の職員を呼び出すことが可能なコールシステムを所持しているが、実際には、緊急時にも強制的に被収容者を抑えることはなく、職員が複数集まってきただけで収まるのだという。また、施設内には入所者がいつでも利用可能なホットラインが備えられており、施設内から弁護士へのアクセスが保障されている。

SFSの建物は、現在、刑事施設に類した高いフェンスで囲まれている。しかし、ほんの18か月前までは、このフェンスはなかったという。数年前、SFSからの入所者の脱走事件が発生したことで、SFSは社会的批判を浴び、厳しい監視の目が向けられるようになったため、Department of Justice(司法省)によってSFSの保安上のアセスメントが実施され、社会の「絶対的な安全」を保障できるセキュリティシステムの必要性が強調

された。その結果，DHS 内で SFS のセキュリティ増強のための予算が追加され，このようなフェンスが設けられたのだという。臨床心理士として SFS に勤務する職員からは，SFS が社会から隔絶された環境になればなるほど，入所者が外界の社会的非難・虐待から守られることになり，入所者にとって安全かつプログラムに集中しやすい環境になる一方，入所者が社会復帰をするにあたって，よりその不安感が増幅されることになる，という声が聴かれた。それはこの施設が入所者の社会への「re-integration（再統合）」を目標に掲げているにも関わらず，社会の「絶対的な安全」を求められるということとの矛盾であるとのことだった。

SFS は，入所者がもっとも行動制限が緩和されたステージ 4 を迎える時，その後，早期の社会復帰に向けて，一般のグループホーム等へ移ることができるよう，コーディネートしていくことになる。しかし，ジャスティス・プランの実行状況については，DHS のケースマネージャーのみならず，司法省の職員によっても評価されるため，再犯リスクを強調する司法省と，社会復帰に向けて犯罪行為に及ぶ可能性が低くなるよう充実した福祉サービスのプランを提示しようとする DHS の間に軋轢が生じることも少なくないとのことだった。また，そういう場合に常に十分な福祉プランを提示できるほどの社会資源が，現状で DHS に用意できている訳ではない，ということも問題点として指摘されていた。たとえば，ビクトリア州の重警備刑事施設内に，知的障害者を対象にしたユニットが設けられており，そこに収容されている者の中にも，本来は SFS でのプログラムに適していると思われる者がいるものの，現状のキャパシティでは受け入れができないという。

#### 4-2 Plenty Residential Service（PRS）

PRS は，SFS のように，臨床的なプログラムを提供するためではなく，衣食住といった生活の基本について支援することに特化した DHS 管轄のグループホームである。10年前まではトレーニングセンターだった施設を，

その閉鎖に伴い、スタッフを含めて、現在の施設に移行したという。

広大な敷地に小規模な69棟のホームがそれぞれ立ち並び、棟と棟の間には、緑に囲まれた道が続いている。このような環境で、一般家庭類似の生活をするのが、入所者の社会性を涵養し、無力感や依存性を改善することにもつながるといふ。実際に、敷地内でいくつかの住居にお伺いし、入所者ともお会いしたが、やや人見知りで緊張していた一部の入所者の方を除き、全体的には非常にいきいきと物作り等の趣味的活動を行われていた。近隣には、近年、大規模なショッピングセンターがオープンしたとのことで、1か月に1度、そのセンターとDHSの間で定期的にミーティングを行い、各店舗の従業員に知的障害等に関する研修を実施し、入所者が買い物に出向いた際に、何かトラブルが生じても適切な対応をとれるよう配慮されているとのことだった。

現在の入所者数は105名で、男女比は男性が6割とのことである。入所者に対して、スタッフは総勢200名以上が関与している。入所者の多くは、必ずしも犯罪行為を行った障害者ではなく、また、そうであっても自らの意思で同意のもとにここへ入所・生活しているが、裁判所により長期的に居住指定を受けてここで生活している入所者も5名いるとのことだった。その5名は、重大犯罪によって起訴されたものの、公判において責任能力もしくは訴訟能力を否定され、刑事手続から外された後に、1997年犯罪(精神障害及び訴訟不適)法(Crimes (Mental Impairment and Unfitness to be Tried) Act 1997)によって、拘禁処分を受けた者である。彼らは敷地内に建てられたバンガローで共同生活をしており、他の棟よりも手厚く職員がサポートを行っている。彼らは年に1回、DHSによって処遇状況が評価され、裁判所に対してDHSが拘禁期間の見直しと命令破棄を申し立てている。

しかし、このバンガローの入所者も含め、全体として入所者の高齢化が進んでおり、トレーニングセンターの時代から通じて、入所期間が15年以上に及ぶ者も多く、年に数名はこの施設内で亡くなる入所者もいるとのこ

とである。

#### 4-3 Office of Senior Practitioner（OSP）

OSP は、2006年障害者法によって導入された、DHS 事務次官直属の新設部局である。今回、この局のトップである Senior Practitioner の Jeffrey Chan 氏と、処遇プログラム改善のための研究責任者、Frank Lambrick 氏、プログラムや介入に関するデータ収集・解析等について Lynne Webber 氏にインタビューを行った。

まず Chan 氏から、この OSP の任務、同局が出来たきっかけや目的等について伺った。そもそも、OSP が発足したきっかけは、法改正委員会（Law Reform Commission）による障害者サービスに関する2002年の勧告であった。勧告では特に「障害者が刑事手続において、適正な手続を経ることなく、拘禁状態に置かれている」という点が批判され、そのような現状に対してチェックを行う機関が必要であるとされたことから、2006年障害者法によって OSP が設立されたのである。しかし、OSP が臨床実践と人権の衝突が生じた場合に、臨床的判断に特化できるよう、同時に法的判断を Victorian Civil and Administrative Tribunal（VCAT）が行うこととされた。つまり、臨床的な第三者チェック機関が OSP であり、法的な第三者チェック機関が、VCAT となったのである。

OSP がモニタリングを行っている介入には、道具的介入、隔離、（治療は含まない）薬物的介入があり、SFS や一般の事業者<sup>50）</sup>によってこれらの介入を用いる処遇計画が立てられた場合、OSP と VCAT の許可が不可欠となる。OSP 設置初年度であった2007年度は、2349件の介入計画が2006年ビクトリア州人権及び責任憲章（Charter of Human Rights and Responsibilities Act 2006）に合致しているかどうか審査されたという。具体的には、計画そのものの人権侵害性はもちろん、計画の評価と見直し、及び「どう介入を減らしていくか」についても計画にきちんと含まれているかという点が厳重にチェックされるとのことだった。

OSP は、単に出された介入プランが臨床的に適正か否かを判断するだけでなく、同時に実践をより良いものに高めていくという任務を負っている。そのための基本的視座は「障害のある人の問題性は、本人の問題ではなく、処遇における理念 (policy)、環境 (environment)、支援システム (service system) の3つに問題がある場合に顕在化するものである」というもので、そのため「最低限の拘束的介入」ですら、上記の3つが整っていない状況では許されるべきではない、という観点に立っているという。たとえば、実際の審査においては、対象者を1人で外へ出すことに不安があるなら、「出さない」という拘束的な選択肢を選ぶのではなく、2人のスタッフを同伴させて出すべきである、という勧告を行う。このような細かい改善をも含め、懲罰的拘禁や大量の投薬のような「悪しき実践 (poor practice)<sup>51)</sup>」について、治療に有効ではないというエビデンスを示しながら、改革していくことが必要だとのことだった。また、Lambrick氏からも、拘禁的介入を最小限にすることの意義について、人権のみならず臨床的観点からも「治療」としていい影響を及ぼさないものであって、最終的には拘禁的介入を伴わないサポートを目指すことが同局の目標であるとされた。(社会からの絶対的排除とも言うべき)死刑制度を持たないオーストラリアにおいては、刑罰執行の場である刑事施設ですら、懲罰を目的としたものではなく、「犯罪に至らない生活を送る」ためのプログラム策定が目指されるべきであるという。

実践における改革を目指すOSPにとって現在、障害となっているのは、予算措置や社会資源もさることながら、スタッフの研修レベルの差異だという。各施設や臨床心理士・医師等に、必ずしも障害や刑事司法について理解がある訳ではないため、特に触法行為を行った障害者については、対応が懲罰的になりやすい傾向があるとのことだった。しかし、このようなスタッフの文化を変えることは決して不可能ではなく、スタッフフォーラムの開催等を通して、他のスタッフとの連携や、これまでの実践では経験したことのない「新たな発見」と自らのスキルへの自信等を獲得すること

で、少しずつではあるが、実践を変えていくことは十分に可能であるという感触を得ているようだった。

#### 4-4 Disability Client Services（DCS）

DCS は、DHS が直接対象者へサービスを提供するために置かれた地域の事務所で、触法行為を犯した知的障害者への支援コーディネートをを行っている。今回は、City からやや離れた North And West Metropolitan Region の事務所、地域での実践と OSP を取り持つ役割を担う Regional Senior Practice Advisor（RSPA）の Simon Wardale 氏をはじめ、地域を統括する各マネージャーにお話を伺った。

DCS が関わったジャスティス・クライアントの現状について、概要をご説明頂いた。2008年2月の1か月間に DCS がケース・マネジメントを行ったクライアントのうち、39%（165名）がジャスティス・クライアントであった。彼らが関与した犯罪行為類型は様々だが、重大犯罪としては、児童を対象とした性行為（Child Sex）が19%、加重暴行（Aggravated Assault）が18%、その他財産犯や交通事犯、薬物やアルコールに関わるものが多いという。処分としては、社会内処遇命令（Community Based Order）が31%と最も多く、保護観察命令（Supervision Order）がそれに次ぐ。刑事施設に収容される者は12%程度である。

ジャスティス・プランの提出は強制ではないため、実際にプランを提出し、その実行に関わるのは49%と半数程度であり、その多くが期限一杯の2年間に渡ってプログラム提供を行う。それは、クライアントへの介入必要性の程度を見極めるためのケース測定ツール（本人のみならず、家族や生活環境等も考慮したもの）による見立てからも、ジャスティス・クライアントのおよそ6割がかなり高度の介入（通常程度の介入は、1週間あたり3時間程度が目安とされ、高度の介入は6.5時間程度を目安とされている）を必要としており、他のクライアントよりも手厚い支援が必要であることが明らかであるためだという。ジャスティス・クライアントの36%は

社会内で独立生活をしており、25%が家族と同居、SFSに1%、その他は一時的な保護施設で生活しながら、より良い生活環境を得るべく調整中とのことだった。

このようなジャスティス・クライアントに関するデータは、2006年障害者法改正以降に集積され、分析され始めたもので、ジャスティス・クライアントの再犯率についても、現在のところ解析中で、まだ数値化はされていないとのことだった。ただ、ケースに実際にあたっての実感として、累犯者は微罪(自動車窃盗、万引きなど)の累犯が多いこと、もしくは、刑事施設に収容されたことで十分な支援を受けられず、自己コントロール等のスキルが低いまま社会復帰してしまったために、粗暴な犯罪行為を繰り返すケース等々々が見られるということだった。また、知的障害のある性犯罪者、特に児童を対象とした性犯罪については、社会的な目が非常に厳しいこともあり、早急に対応する必要があるが、新たな処遇プログラムの開発等、課題が多いとのことである。

#### 4-5 Peter Stanislawski 氏(臨床心理士)

Peter Stanislawski 氏は、触法行為を行った知的障害者について、支援経験を豊富に有する臨床心理士であり、以前は Australian Community Support Organization (ACSO) と呼ばれる犯罪行為者支援を行う民間団体で、6年間にわたってリスク・アセスメントを担当し、2006年から、独立した事務所を構え、ジャスティス・クライアントについてのレポート及びプラン作成や、実際の処遇プログラム提供等を行っている。

Stanislawski 氏は、OSP が設立され、第三者の評価が入ったことで、DHS が提供するサービスにおいて、クライアントへの制限的介入が減少し、より適切なサービスが可能になったという点を指摘されていた。つまり、リスク・アセスメントを実施し、支援プランを立てる側は、リスクに対する責任から、どうしても権利制限的な処遇を志向しがちであり、過去の実践においても、そのような傾向が強かったことは否めないが、OSP

が第三者としてプランを評価し、さらにはより良い実践を追求しようとすることで、全体として良い流れが生まれるだろうということだった。

また、知的障害のある人にとって、刑事司法に関わるということが一体どういうことなのか、どういう意味があるのかということについての研究はあまり進められていないが、基本的に家族や友人との間で「関係性の安定」を経験したことがなく、それゆえに「責任を感じる」という経験もなく、非常に具体的な思考をする彼らにとって、刑事施設に収容されなかったということで、単に「（刑事司法における）処罰がなかった」という経験だけが残ってしまう可能性があるという。自らの犯罪行為や、それまでの自分の人生、そして何よりもその後の人生について、「生活の質」の向上を主体的に図り、「失うものがある」ことによって、犯罪行為から遠ざかるよう、支援していくためにどうすべきかを考えていく必要があるという点を強調されていた。

#### 4-6 小 括

このようなビクトリア州の制度においては、ケースワークに基づく処分選択とその処遇に対する「同意」の重視や、事情聴取等に対する「立ち会い」といった支援により、刑事手続における行為者の「主体性」、行為者にとっての適正手続性を確保しようとする姿勢が窺える。それは、触法行為を行った障害者を単に刑事司法において処分を受ける「客体」として見た施策ではなく、知的障害者に対するサービスを受けるクライアントの一人として、このような援助が位置づけられている点からも明らかであろう。そのような観点は、前述の SFS によるプログラム提供の原則にも表れている。

一方で、ケースワークとクライアント本人との協議を基本にしながらも、判決前にクライアントが提案されたジャスティス・プランに同意しない場合、拘禁刑を選択される可能性も存在するという構造からは、プログラムを受けることについて間接的強制性が生じることとなり、やはりクライア

ント自身の純粋な自発性に基づく福祉的援助とはいえず、刑事処分としての側面があることは否めない。しかし、DHSは刑罰執行機関ではなく、飽くまでも社会内処遇命令という刑事処分の枠組みの中で、司法福祉的援助を提供する機関である。日本の保護観察におけるケースワークにおいても、保護観察は単なるケースワークではなく、刑事司法の枠内において行われている「有権的ケースワーク」としての側面があることが意識されていたが、処遇提供を行う側がこのような意識を明確にしておくことは極めて重要であろう。特に、OSPの存在は制度的に、過度にパターンリスティックな介入や懲罰的介入に傾く危険を回避し、クライアントとの信頼関係を確立・保持し、社会的援助としての処遇提供を行う上で、そのような意識を持ち続けさせることに寄与しているものと思われる。

## ・むすびにかえて 日本への示唆

ビクトリア州における制度を概観した上で、日本に立ち返ってみると、判決前調査やジャスティス・プランの存在が最も特徴的な差異として挙げられるであろう。

ジャスティス・プランや、クライアント・オーバービュー・レポートは、日本における鑑定意見に類似した機能を見ることができるといえる。また、少年司法手続においては、家庭裁判所調査官による社会調査記録も、司法における科学的知見の活用という点では同種のものともみなすことができるであろう。現状においても、一部の福祉関係者は、知的障害のある犯罪行為者の問題に気付き、刑事司法に福祉的観点を反映させようと尽力している。例えば、知的障害のある被告人に対する支援計画書を裁判所に提出し、被告人の障害が犯罪行為にどのように影響したのか、また、今後再犯に至らないためにどのような環境でどのような処遇を行うべきか等の提言を行っているのである<sup>52)</sup>。しかし、そのような関係者からは、知的障害のある被告人の量刑に際し、必ず検討されるべき資料として、福祉的知見の提供が制

度的に担保されていないことの困難が聴かれることも事実であり、単なる鑑定意見の積極的活用というのみではならず、ジャスティス・プランのような枠組みを日本においても検討する意義は充分にあるものと思われる。

また、判決前調査については、障害の有無に関わらず、量刑一般に際しての処遇の「個別化」に関わる問題として検討が必要であろう。日本における判決前調査についての議論は、かつて1950年代に売春防止法において補導処分が設けられた際に、主として裁判官から判決前調査の採用が主張されたものの、実現には至らず、検討の継続が附帯決議とされた。その後も刑法学会等で「刑の量定」の問題<sup>53)</sup>として議論の俎上に上ったことはあったが、これまで本格的に制度導入に関する検討がなされた訳ではない。もちろん、ピクトリア州の場合と異なり、事実認定手続と量刑手続を明確に区分する手続二分論を採っていない日本において、有罪確定前の被告人に対する調査をどのように構想すべきかについては、少なくとも調査の担い手の属性や、調査に対する被告人本人の任意性の確保等、検討を要する課題があることは確かである。しかし、近時、裁判員制度の開始にともない、量刑手続の在り方について、手続二分論に関する議論をも含め、やや大きな議論として展開すべき時機を迎えているように思われるところである。

前述の通り、日本での触法行為を行った知的障害者に対する制度的枠組みは、ここ数年で急速に発展を遂げつつある。しかしながら、わずか数年前までは「現在の日本の司法・福祉制度の枠組みの中では、知的障害者が刑事司法制度の対象となることが想定されておらず、よって彼らへの対応や支援の仕組みもほとんど整備されていない」<sup>54)</sup>といえる状態だったのであり、ようやくその端緒についたに過ぎない。現時点では、刑事司法全体を通して、このような類型の行為者をいかに支援すべきなのか、一貫した理念はいまだ存在しないと言えるだろう。既に行われている実践からも明らかな通り、福祉もしくは司法のどちらかが一方的に、障害のある犯罪行為者への支援を担うのではやはり不十分なのであり、司法機関と福祉機関

の間で一貫した支援のための理念や指針が共有されることこそが不可欠なのではないだろうか。

日本の刑事司法制度において、障害のある犯罪行為者自身にとっての適正手続を確保するために、一貫した理念とそれに基づいた具体的な手続の構想が急務である。それに際して、日本の刑事司法制度は、障害のある犯罪行為者のみならず、すべての犯罪行為者について、刑罰ないし処遇の「個別化」を再考すべき時期にきているのかもしれない。

- 1) 元実務家によるものとして、浜井浩一『刑務所の風景 社会を見つめる刑務所モノグラフ』(日本評論社・2006)。また、自身の受刑経験をきっかけに、この問題について取り組まれている山本譲司氏の『獄窓記』(ポプラ社, 2003), 『累犯障害者』(新潮社, 2006)をはじめとした一連の書籍が詳しい。
- 2) 副島洋明『知的障害者 奪われた人権 虐待・差別の事件と弁護』(明石書店, 2000)。
- 3) 厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)報告書「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」平成18~20年度(研究代表者 田島良昭)。
- 4) この研究においては法務省の協力のもと、全国15か所の大規模刑務施設の入所者27,024名に対して実態調査が実施され、一般刑務所における療育手帳を所持しない多数の知的障害者の存在、「困窮・生活苦」を動機とした再犯者が多く、前刑における仮釈放の割合が一般受刑者の約半分にも満たない等、従来から指摘されていた問題点について、統計的にも一定の証明がなされたといえるだろう。
- 5) その他、全国の刑事施設へ社会福祉士等の福祉関係者の配置が行われたこと、また、保護観察所へも社会福祉士等の資格を有する保護観察官を配置したこと等が挙げられる。
- 6) 行刑改革における「刑務所自己完結主義」の克服を志向する流れの中に、この問題についての新たな連携の動きも位置づけられるといえるかもしれない。日本におけるPFI刑務所設置と刑務所自己完結主義の克服については、赤池一将「刑務所完結主義と民営化」刑事立法研究会編『刑務所民営化のゆくえ 日本型PFI刑務所をめぐる』(現代人文社, 2008)78~106頁を参照。
- 7) この点について、拙稿「障害を有する人の『責任』と修復的司法」九大法学95号(2007)参照。
- 8) 平成21年度厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」(主任研究者 田島良昭)については、南高愛隣会のHP内に研究概要が紹介されている。(http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/index\_h21.html)(2009年12月22日現在)。
- 9) 竹田いさみ・森健・長野隆行『オーストラリア入門〔第2版〕』(東京大学出版会, 2007)145~146頁。
- 10) 竹田いさみ・森健・長野隆行・前掲註(9)147~150頁。
- 11) Fox, R. G., *Victorian criminal procedure: state and federal law* (12<sup>th</sup> ed), Melbourne,

Monash University (2005), Ch. 1.

- 12) Sentencing Advisory Council, *The Victorian criminal justice system 2004/05*, Melbourne, Sentencing Advisory Council (2007), 3, [http://www.sentencingcouncil.vic.gov.au/wps/wcm/connect/Sentencing+Council/resources/file/eb87dd01f088d39/Victorian\\_Criminal\\_Justice\\_System\\_Snapshot.pdf](http://www.sentencingcouncil.vic.gov.au/wps/wcm/connect/Sentencing+Council/resources/file/eb87dd01f088d39/Victorian_Criminal_Justice_System_Snapshot.pdf) (visited 2009.12.21).
- 13) *Ibid.* at 6.
- 14) Sentencing Act 1991, s. 36-48.
- 15) Sentencing Act 1991, s. 36 (1) (b), 96 (2).
- 16) Sentencing Act 1991, s. 98, 99.
- 17) Sentencing Act 1991, s. 95.
- 18) Fox, R. G., *supra* note (11), 328-329.
- 19) Sentencing Act 1991, s. 5.
- 20) 高木邦明「第6章 施設福祉から地域福祉へ/脱施設化の動向」『オーストラリアの障害者福祉』(相川書房, 2005) 135頁。
- 21) 高木邦明・前掲註(20) 136~138頁。
- 22) Chenoweth, L., "Closing the Doors: Insight and Reflections on Deinstitutionalisation", in Jones M. & Marks LAB [eds.] *Explorations on Law and Disability in Australia*, Federation Press (2000), 85-86. ここでの引用文の訳語は, 高木邦明による「施設閉鎖: 脱施設化に関する洞察と意見」高木邦明『オーストラリアの障害者福祉』(相川書房, 2005) の訳を参照した。
- 23) Armstrong, L., "The reality of rights: People with an intellectual disability and the criminal justice system", *Australian Journal of Human Rights* 3 (1997).
- 24) ニュー・サウス・ウェールズ州では, ニュー・サウス・ウェールズ州法改正委員会 (The New South Wales Law Reform Commission) が調査・検討を行い, 1988年に報告書を公表している。
- 25) 水藤昌彦「オーストラリア・ビクトリア州における『触法行為を犯した知的障害者 (ジャスティス・クライアント)』への援助」さぼーと52巻8号 (2005) 48頁。
- 26) Osman, L. M., "Finding the Way: The Criminal Justice System and the Person with Intellectual Disabilities", Office of the Public Advocate of Victoria, Melbourne (1987).
- 27) Osman, L. M., "Finding New Ways: A Review of Services to the Person with Intellectual Disability in the Victorian Criminal Justice System", Office of the Public Advocate of Victoria, Melbourne (1988).
- 28) *Ibid.* at 5.
- 29) *Ibid.* at 38-40.
- 30) ビクトリア州では, 少年に対する矯正や保護を福祉として DHS が担っている点で, 日本の厚生労働省よりも, 司法との間の垣根はそれほど高くなかったものと思われる。
- 31) <http://www.dhs.vic.gov.au/about-the-department> (visited 2009.12.21).
- 32) Disability Act 2006, s. 52.
- 33) [http://www.dhs.vic.gov.au/disability/supports\\_for\\_people/information\\_planning\\_and\\_](http://www.dhs.vic.gov.au/disability/supports_for_people/information_planning_and_)

advocacy/case\_management (visited 2009.12.21).

- 34) 水藤昌彦・前掲註(25)48頁。
- 35) Disability Services Division, Victorian State Disability Plan: Implementation Plan 2006-2008 (2006), 15, [http://www.dhs.vic.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0003/152472/dsd\\_stateplanimplementation06-08\\_pdf\\_301006.pdf](http://www.dhs.vic.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/152472/dsd_stateplanimplementation06-08_pdf_301006.pdf) (visited 2009.12.21).
- 36) *Ibid.* at 7.
- 37) *Ibid.* at 35.
- 38) *Ibid.* at 36.
- 39) Sentencing Act 1991, s. 81.
- 40) Sentencing Act 1991, s. 82A.
- 41) Sentencing Act 1991, s. 80 (2), 82.
- 42) Disability Act 2006, Division 5.
- 43) Lambbrick, F. & Glaser, W., "Sex offenders with an intellectual disability, sexual abuse", *A Journal of Research and Treatment* 16 (4) (2004), 381-387.
- 44) Ward, T. and Maruna, S., *Rehabilitation: Beyond the Risk Paradigm (Key Ideas in Criminology S.)*, Routledge, (2007).
- 45) Disability Services Division, Criminal Justice Practice Manual 2007 (2007), 13, [http://www.dhs.vic.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0006/152556/c\\_and\\_is\\_criminaljusticepracmanual\\_0907.pdf](http://www.dhs.vic.gov.au/_data/assets/pdf_file/0006/152556/c_and_is_criminaljusticepracmanual_0907.pdf) (visited 2009.12.21).
- 46) *Ibid.* at 3.
- 47) この制度に類似した制度として、イギリスの「適切な大人(Appropriate Adult: AA)」制度が挙げられる。この制度について、京明「被疑者取調べにおける精神障害者等の供述の自由(1)(2)」香川法学28巻2号(2008), 3・4号(2009)が詳しい。
- 48) Office of Public Advocate, Office of the Public Advocate Annual Report 2008-09, (2009) 51, [http://www.publicadvocate.vic.gov.au/file/file/Report/OPA%20Annual%20Report%202009/OPAAnnualReport0809\\_121009Compressed.pdf?phpMyAdmin=fe8bb73b8ddef429ba268102bddcf16c](http://www.publicadvocate.vic.gov.au/file/file/Report/OPA%20Annual%20Report%202009/OPAAnnualReport0809_121009Compressed.pdf?phpMyAdmin=fe8bb73b8ddef429ba268102bddcf16c) (visited 2009.12.21).
- 49) SFS で受けた説明によると、具体的には、以下のようなステージごとの特徴がある。
  - ステージ1(平均12~18ヶ月間): 嚴重に鍵のかかる領域で、スタッフによる集中的監督が行われる。コミュニティとの行き来が制限される。すべての対象者が集中的なプログラムを受ける。
  - ステージ2(平均12~18ヶ月): 鍵のかからない領域で、スタッフによる集中的監督が行われる。コミュニティとの行き来はかなり自由になるものの、一定の制限を受ける。対象者自身の自律的(内的)なコントロールが可能な行動/状況へと向かわせることを目的とする。
  - ステージ3(平均12~18ヶ月): 鍵のかからない領域で、スタッフによる24時間の監督が行われる。コミュニティへの再統合に焦点を当てて、スタッフの支援・監督を受けながら、コミュニティに根差した教育的・娯楽的活動にも参加を開始する。
  - ステージ4:(平均12ヶ月以上): 地域社会における新たな生活環境の中で、スタッフに

障害のある犯罪行為者（Justice Client）に対する刑事司法手続についての一考察（森久）

よる支援を徐々に減らしながら、自律的生活を始める準備をする。可能であれば、家族と週末を過ごす。

- 50) 事業者が提出するプランは、行動支援計画（behavior support plan）として提出される。
- 51) Chan 氏は、今のところは社会内における福祉施設のみを対象にして改善を目指しているが、ビクトリア州の刑務所内においても、このような「悪しき実践」が行われているものと思われ、司法省と協力の上、今後対応していきたいとの展望を持たれているようだった。
- 52) 水藤昌彦・前掲註（25）47頁。
- 53) 「再犯をどう防ぐか」NHK 社会福祉セミナ 2009年8月～10月（2009）119頁。この番組で紹介された相談支援センター「であい」の原田氏は、これまで40名以上の触法障害者支援を行い、11本の支援計画書作成、証人としても7件の事件で法廷に立たれている。
- 54) 第23回刑法学会大会。内容については、西村法「刑の量定の手続について 判決前調査制度を中心として」刑法雑誌12巻2号（1962）300～318頁他を参照。